

1-3 令和2年度税制改正大綱における再生可能エネルギー関連情報

Q 令和2年度税制改正大綱における再生可能エネルギー関連の情報を教えてください。

A

1. 償却資産税関連

- (1) 再エネ設備に係る償却資産税軽減（旧3分の2特例）
 - 令和3年度末（令和4年3月）まで延長
- (2) 先端設備等導入計画税制（当初3年間、償却資産税が概ね0円になる制度）
 - 令和4年度末（令和5年3月）まで延長

2. 法人税・所得税の特別償却等関連

再生可能エネルギー投資促進税制

- 償却率を20%から14%に下げ、令和2年度末（令和3年3月）まで延長

(I)

解説

1. 償却資産税関連

- (1) 再エネ設備に係る償却資産税軽減（旧3分の2特例）

令和3年度末（令和4年3月）まで延長

<制度概要>

固定資産税の課税標準が、対象設備によって、1/2～3/4となります。

<対象設備>

太陽光発電設備※、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備

※ 太陽光発電設備については、10kW以上、自家消費型補助金を受け取得した設備に限ります。

(注1) 太陽光発電設備はFITを適用している場合は、対象外となります。

(注2) 中小企業限定ではありませんので、大企業も適用可能です。

- (2) 先端設備等導入計画税制（当初3年間、償却資産税が概ね0円になる制度）

2年間延長され、令和4年度末（令和5年3月）まで

<制度概要>

中小事業者が、適用期間内に市区町村から認定を受けた「端設備導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備の固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市町村が定めた割合に軽減されます。

2. 法人税・所得税の特別償却等関連

再生可能エネルギー投資促進税制

→ 償却率を20%から14%に下げ、令和2年度末（令和3年3月）まで延長

大企業にも適用がある特別償却等制度ですが、太陽光発電、風力発電が対象から除外されています。ただし、太陽光発電、風力発電でも、付带的設備（蓄電池、自営線、風力発電関係設備（系統安定化・メンテナンス高度化設備））は、対象となります。